

2023年10月吉日

ご投資家の皆さまへ

明治安田アセットマネジメント株式会社

新NISA制度に係る投資信託約款の変更予定に関するお知らせ

平素より、弊社の投資信託をご愛顧いただき、誠に有り難うございます。

さて、弊社の投資信託につきまして、今後、下記のとおり投資信託約款の変更を行いますので
予めお知らせいたします。

なお、本件につきまして、受益者の皆様の手続きは不要です。弊社にてすべての手続きを完了いたします。

<対象ファンド>

| ファンド名称 | 約款変更予定日 |
|--------------|-------------|
| 東洋ベトナム株式オープン | 2023年11月18日 |

<変更内容>

- ・信託期間の無期限化

<変更理由>

投資家の皆様へ新NISA制度（成長投資枠）を活用した投資機会を提供するため、信託期間に関する要件に適合させるための約款変更を行うものです。なお、当ファンドの実質的な運用への影響はございません。

<照会先>

明治安田アセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-565787（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

【当該投資信託約款に係る新旧対照表（案）】

[投資信託約款の変更の対象となるファンド]

追加型証券投資信託

東洋ベトナム株式オープン

【変更の内容】

運用の基本方針

※下線部は変更部分を示します。

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～④ 〈略〉</p> <p>⑤ <u>組入外国投資信託においてデリバティブの利用は行いません。</u></p> <p>⑥ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合（当該投資信託の投資制限に同等以上の制限がある場合を含む）に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。</p> | <p>2. 運用方法 (3) 投資制限 ①～④ 〈略〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。なお、投資信託証券が、一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合（当該投資信託の投資制限に同等以上の制限がある場合を含む）に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。</p> |

約款

※下線部は変更部分を示します。

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p>(信託期間) 第 4 条 <u>この信託の期間は、第 41 条第 1 項、同条第 2 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項および第 45 条第 2 項の規定による信託終了の日までとします。</u></p> <p>(信託期間の延長) 第 48 条 <u>(削除)</u></p> | <p>(信託期間) 第 4 条 <u>この信託の期間は、信託契約締結日から 2032 年 9 月 27 日までとします。ただし、第 48 条の規定により信託期間が延長された場合には、延長された信託期間の満了日までとします。</u></p> <p>(信託期間の延長) 第 48 条 <u>委託者は、信託期間満了前に信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託者と協議のうえ、信託期間を延長することができます。</u></p> |

以上